

静岡県公立大学法人職員の配偶者同行休業に関する規程

平成 27 年 4 月 1 日 規程第 171 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 36 条の 3 第 2 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「職員」とは、次に掲げる職員以外の職員をいう。

(1) 期間を定めて雇用された職員（静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程が適用される教員を除く。）

(2) 職員就業規則第 9 条に定める試用期間中の職員

(3) 非常勤の職員

2 この規程にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

3 この規程において「配偶者同行休業」とは、職員が、次に掲げる事由（6 月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 8 条第 2 項第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって、外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって、外国に所在するものにおける修学（前 2 号に掲げるものに該当するものを除く。）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として理事長が別に定めるもの

(配偶者同行休業の承認)

第 3 条 理事長は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 4 条 配偶者同行休業の期間は、3 年を超えない範囲内の期間とする。

(承認の申請)

第 5 条 配偶者同行休業の承認の申請は、様式第 1 号の配偶者同行休業承認申請書により、所属する部局等の長及び学長を通じて理事長へ、配偶者同行休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 前項の申請は配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

3 理事長、学長又は所属する部局等の長は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(期間の延長)

第 6 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が 3 年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、所属する部局等の長及び学長を通じて理事長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業中の身分等)

第 7 条 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

3 配偶者同行休業をしている職員は、その承認を受けた時に占めていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。ただし、併任に係る職については、この限りでない。

4 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

(承認の失効等)

第 8 条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受

けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

2 理事長は、配偶者同行休業をしている職員が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなったこと又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、静岡県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第23条第1項第8号出産の場合の規定により特別休暇を取得することとなったこと。
- (3) 配偶者同行休業をしている職員について、職員就業規則第35条第1項の規定により育児休業をすることとなったこと。

(辞令書の交付)

第9条 理事長は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

(届出)

第10条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、様式第2号の配偶者同行休業変更届により、所属する部局等の長及び学長を通じて理事長に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 第8条第2項各号に掲げる事由に該当することとなった場合

3 第5条第3項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

(職務復帰)

第11条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(第8条第2項第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第12条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則第14条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当規程の特例)

第13条 静岡県公立大学法人職員退職手当規程(以下「退職手当規程」という。)第9条の4第1項及び第10条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当規程第9条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当規程第10条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条及び第6条関係）

申請年月日 年 月 日		
静岡県公立大学法人理事長 様		
申請者 所属名 _____ 職 名 _____ 職員番号 _____ 氏 名 _____ ㊞		
配偶者同行休業承認申請書		
下記のとおり配偶者同行休業の承認期間の延長を申請します。		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入)	
2 申請に係る配偶者の氏名等	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備 考		

- (注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び休業期間が確認できる書類を添付すること。
 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他理事長が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 4 該当する口には、レ印を記入すること。

様式第2号（第10条関係）

届出年月日 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

届出者 所属名 _____
職 名 _____
職員番号 _____
氏 名 _____ ㊞

配偶者同行休業変更届

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由（該当する□にはレ印を記入すること。）

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった。
- 産前産後休暇を取得することとなった。
- 育児休業をすることとなった。

2 届出の事由が生じた事情等

3 届出の事由が発生した日

年 月 日